

立山町国民保護計画

(修正案)

令和7年8月修正

立 山 町

目 次

第1編 総 論.....	1
第1章 立山町の責務、計画の位置づけ、構成等.....	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針.....	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等.....	5
第4章 立山町の地理的、社会的特徴.....	7
第5章 立山町国民保護計画が対象とする事態.....	9
第2編 平素からの備えや予防.....	11
第1章 組織・体制の整備等.....	11
第2章 避難及び救援に関する平素からの備え.....	26
第3章 生活関連等施設の把握等.....	29
第4章 物資及び資材の備蓄、整備.....	31
第5章 国民保護に関する啓発.....	33
第3編 武力攻撃事態等への対処.....	35
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置.....	35
第2章 立山町対策本部の設置等.....	39
第3章 関係機関相互の連携.....	45
第4章 警報及び避難の指示等.....	50
第5章 救 援.....	64
第6章 安否情報の収集・提供.....	66
第7章 武力攻撃災害への対処.....	69
第8章 被災情報の収集及び報告.....	80
第9章 保健衛生の確保その他の措置.....	81
第10章 国民生活の安定に関する措置.....	84
第11章 特殊標章等の交付及び管理.....	86
第4編 復 旧 等.....	89
第1章 応急の復旧.....	89
第2章 武力攻撃災害の復旧.....	90
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等.....	91
第5編 緊急対処事態への対処.....	92

はじめに

第1編 総論

第1章 立山町の責務、計画の位置づけ、構成等

立山町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、立山町の責務を明らかにするとともに、立山町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 立山町の責務及び立山町国民保護計画の位置づけ

(1) 立山町の責務

立山町（立山町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「武力攻撃事態対処法」）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び富山県の国民の保護に関する計画（以下「富山県国民保護計画」という。）を踏まえ、立山町の国民の保護に関する計画（以下「立山町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 立山町国民保護計画の位置づけ

立山町は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、立山町国民保護計画を作成する。

(3) 立山町国民保護計画に定める事項

立山町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、立山町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 立山町国民保護計画の構成

立山町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 立山町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 立山町国民保護計画の見直し

立山町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、富山県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

立山町国民保護計画の見直しに当たっては、立山町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 立山町国民保護計画の変更手続

立山町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、立山町国民保護協議会に諮問の上、富山県知事に協議し、立山町議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、立山町国民保護協議会への諮問及び富山県知事への協議は要しない。）。

【資料編10 立山町国民保護協議会に関する資料】

第2章 国民保護措置に関する基本方針

立山町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

立山町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

立山町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

立山町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

立山町は、国、富山県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

立山町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

また、立山町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

立山町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、立山町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

なお、日本に居住又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

立山町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法につ

いては、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

立山町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

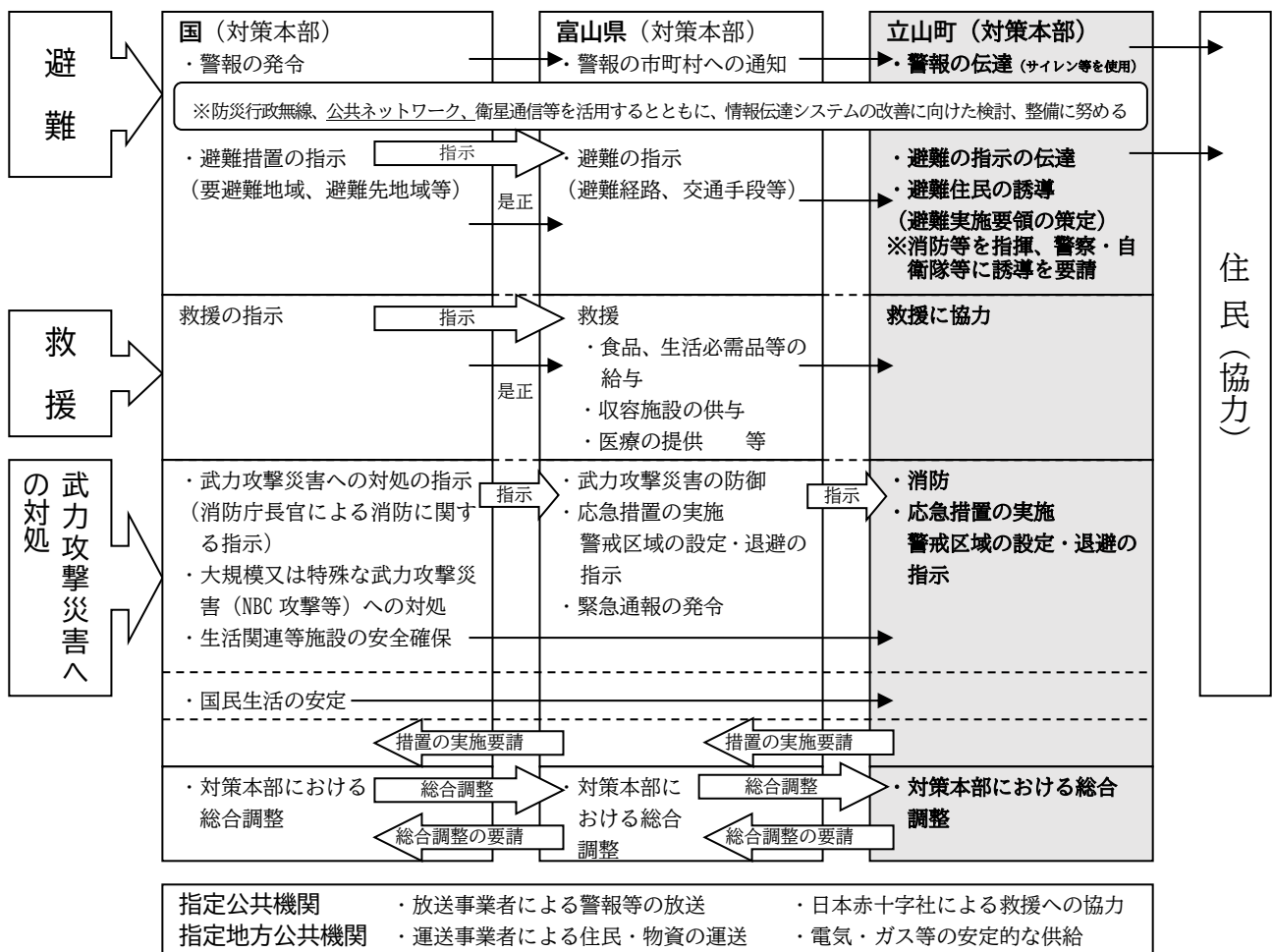
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

立山町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における立山町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

○立山町の事務又は業務の大綱

事務又は業務の大綱

- 1 立山町国民保護計画の作成
- 2 立山町国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【資料編1－1 立山町職員事務分担】

○関係機関の連絡先

指定行政機関及び指定地方行政機関、県関係機関（県警察含む。）、市町村関係機関その他関係機関の連絡先は、資料編で掲載する。

【資料編1 2－1 関係機関の連絡先一覧】

第4章 立山町の地理的、社会的特徴

立山町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき立山町の地理的、社会的特徴等について整理する。

(1) 位 置

立山町は、北緯 36 度 31 分より 36 度 42 分、東経 137 度 17 分より 137 度 45 分に及ぶ区域である。常願寺川右岸に沿う流域の一帯に北は富山市水橋、上市町、舟橋村及び旧宇奈月町（現黒部市）、東は長野県大町市、南は旧大山町（現富山市）、西は常願寺川を隔て富山市に隣接している。面積は、308.79 km²で、富山県総面積の約 7%を占める。

【資料編 2－1 富山県地図】

(2) 地 勢

立山町の地形は、雄山、劔岳一帯の高山地形、弥陀ヶ原の溶岩台地、常願寺川扇状地、白岩川の本流及び支流によって開析された東部山地及び上段段丘に大別される。

本地域の西北部は、一級河川常願寺川の堆積土によって形成された広大な扇状地である。常願寺川は流域面積 368 km²、流路延長 56 km の河川で、わが国屈指の急流勾配河川である。水源の立山連峰は、標高 3,000m 級の山々が連なり、そこから一気に富山湾に流入しているため河川勾配が非常に強い。

また、大辻山より発する白岩川は、平地に出て支流、大岩川、栃津川を合せ上市町、舟橋村、富山市水橋を経て富山湾に注いでいる。

【資料編 2－2 立山町地図・2－3 標高別面積】

(3) 気 候

立山町は日本海側の気候に属し、とくに気圧配置が変化に富み、雨や雪が多いこと、日照時間が少なく湿度の高いこと、反面四季の移り変わりは鮮やかなことなどが特色となっている。

年間平均気温は約 15℃、風向きは西寄りの風が多くなっている。

【資料編 2－4 月別平均気温及び降水量】

(4) 人口分布

令和 7 年 4 月 1 日現在、人口は、24,224 人、世帯数は、9,640 世帯である。

地区別の人口では、ほとんどの地区で横ばいか減少傾向にある。

また、総人口に占める年代別割合は、70 歳代で 15.1%と最も高く、次いで、40 歳代の 14.6%となっている。65 歳以上の割合は 33.4%と県平均値の 32.2%

よりも高く、今後さらに高齢化が進んでいくと考えられる。

【資料編2－5 人口と世帯・2－6 地区別人口・2－7 年齢別人口統計
・2－8 就業者・通学者別常住人口数】

(5) 道路の位置等

幹線道路網は、北陸自動車道が市街地北部を東西に走り、さらに町の中心部を東西に横切る富山地区広域営農団地農道（通称 中部スーパー農道）が貫いている。また、南北の主軸として主要地方道富山立山公園線及び同富山立山魚津線があり、それに県道、町道が結びつき町内を縦横に走っている。

【資料編2－9 幹線道路】

(6) 交通機関の位置等

鉄道は、富山地方鉄道の立山線と本線、上滝線が運行されている。しかし、運行本数が少なく、駅舎の無人化と環境整備、自家用車普及による利用者の減少が問題となっている。

バスは、富山地方鉄道バス、町営による路線バス及びワゴン車が運行されており、地域住民にとっては自家用車以外の数少ない交通手段の一つである。

(7) ダム

ダムは、日本最大のアーチ型ドーム越流型ダムである黒部ダム、富山県で最初に建設されたロックフィルダムの白岩川ダムがある。

【資料編2－10 ダムの現況】

(8) 立山黒部アルペンルート

立山黒部アルペンルートは、富山県と長野県をまたぐ中部山岳国立公園を立山ケーブルカー、高原バス、立山ロープウェイ、電気バスで移動しながら大自然とふれあうことができる国内でも数少ない山岳観光ルートである。

年間90万人から100万人の観光客、登山客が訪れる観光地である。

第5章 立山町国民保護計画が対象とする事態

立山町国民保護計画においては、以下のとおり富山県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

立山町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、富山県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

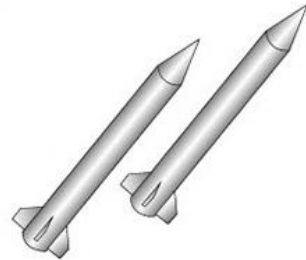
- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となる NBC 攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、国の基本指針及び富山県国民保護計画を参照。

着上陸侵攻の場合



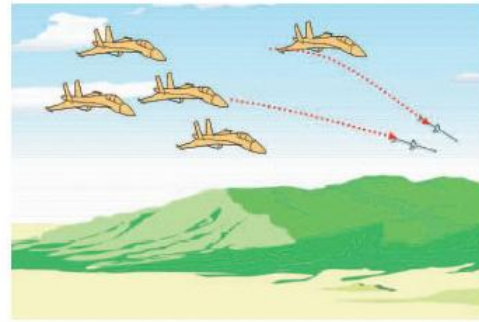
弾道ミサイル攻撃の場合



ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合



航空攻撃の場合



出典：内閣官房 国民保護ポータルサイト

2 緊急処理事態

立山町国民保護計画においては、緊急処理事態として、富山県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいい、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、ダムの破壊など
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設やターミナル駅等の爆破、列車等の爆破など

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入など
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来など

※上記の事態例の特徴等については、国の基本指針及び富山県国民保護計画を参照。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 立山町における組織・体制の整備

立山町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 立山町の各課等における平素の業務

立山町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

2 立山町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

立山町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24 時間即応体制の確立

立山町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、立山町消防本部及び消防署との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに立山町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

【立山町における 24 時間体制の確保について】

(1) 国民保護担当課での対応充実

立山町消防本部及び消防署との連携を図りつつ、当直等の強化を図るなど、24 時間即応可能な体制を整備する。

この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることが重要である。

(2) 立山町消防本部及び消防署との連携強化

① 最終責任者である立山町長へ迅速に連絡でき、早急に立山町の組織をあげて対応できる体制を整備するため、国民保護担当課、防災担当課と立山町消防本部及び消防署との一体化を含めた連携強化を検討していく。

② 立山町消防本部及び消防署より住民へ初動連絡ができるよう、防災行政無線親機や遠隔操作機を立山町消防本部に設置する。

(3) 立山町の体制及び職員の参集基準等

立山町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体 制	参集基準
① 担当課体制	国民保護担当課職員が参集
② 緊急事態連絡室体制	原則として、立山町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③ 立山町国民保護対策本部体制	全ての立山町職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	立山町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	立山町の全課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)		②
事態認定後	立山町国民保護対策本部設置の通知がない場合	立山町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		立山町の全課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②
	立山町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

※①及び②のどの体制を整えるかの判断は、町長が行う。

(4) 各課長等への連絡手段の確保

立山町の各課長及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 各課長等の参集が困難な場合の対応

立山町の各課長及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、立山町国民保護対策本部長、立山町国民保護対策副本部長及び立山町国

民保護対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

- ① 副町長
- ② 総務課長
- ③ 総務課課長補佐又は防災担当係長
- ④ その他在庁する課長（原則として年長者）
- ⑤ その他職員のうち最上級者（同職の場合は年長者）

(6) 職員の服務基準

立山町は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

立山町は、防災に関する体制を活用しつつ、立山町国民保護対策本部（以下「立山町対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ① 交代要員の確保
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 立山町消防本部及び消防署における体制

立山町消防本部及び消防署は、立山町における参集基準等と同様に、立山町消防本部及び消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

その際、立山町は、立山町消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における立山町消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

【資料編 3－1 消防体制等の概況・3－2 消防本部・署所及び消防団の現況
・ 3－3 救助活動のための機械器具等の保有状況
・ 3－4 NBC 対応資機材保有状況】

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

立山町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、富山県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、立山町は、富山県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、立山町は、立山町消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

立山町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目	救済内容
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・第 2 項・第 5 項)
	車両等の破損措置に関する事。 (法第 155 条第 2 項において準用する災害対策基本法 第 76 条の 3 第 2 項後段)
実費弁償 (法第 159 条第 2 項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第 85 条第 1・2 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、 123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

立山町は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を立山町文書等取扱規程等の定めるところにより、適正に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

立山町は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

立山町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、富山県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

立山町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

立山町は、国、富山県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

立山町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合において、立山町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 富山県との連携

(1) 富山県の連絡先の把握等

立山町は、緊急時に連絡すべき富山県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ファクシミリ）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、富山県と必要な連携を図る。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

(2) 富山県との情報共有

立山町は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、富山県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 立山町国民保護計画の富山県への協議

立山町は、富山県との国民保護計画の協議を通じて、富山県の行う国民保護措置と立山町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

立山町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

立山町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

(2) 消防機関の連携体制の整備

立山町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防相互応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関の NBC 対応可能部隊数や NBC 対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

立山町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

(2) 医療機関との連携

立山町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

【資料編 8 - 1 病院、保健所のリスト】

(3) 関係機関との協定の締結等

立山町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、立山町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

立山町は、富山県と連携し、自主防災組織及び自治会等の中心となるリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び立山町等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

【資料編 3 - 5 自主防災組織の現況】

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

立山町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社富山県支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

【資料編 3 - 6 女性防火クラブの現況】

第3 通信の確保

立山町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

立山町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、電気通信事業者等で構成された北陸地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

立山町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの複数ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 通信の確保

立山町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線等の多様な情報伝達手段の整備やデジタル化の推進に努めるなど、通信の確保に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

立山町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

立山町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、富山県総合防災情報システム等を活用して、迅速な情報収集を行う。

【資料編4－1 立山町防災行政無線施設設置状況】

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整

理及び提供、情報伝達ルートの複数ルート化、停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・整備面

- ① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ③ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ④ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運用面

- ① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ③ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- ④ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ⑤ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ⑥ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ⑦ 住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両、ケーブルテレビ（Net 3）等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 関係機関における情報の共有

立山町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、富山県総合防災情報システム等を活用し、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

立山町は、富山県知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

また、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所、立山カルデラ砂防博物館のほか、立山黒部アルペンルートの鉄道や索道運輸事業者、ホテル・山荘等経営者（以下「山岳・観光事業者」という。）との連携にも配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

立山町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線のデジタル化の推進、可聴範囲の拡大、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等設備の充実を図る。

(3) 県警察との連携

立山町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

立山町は、富山県から警報の内容の通知を受けたときに立山町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、観光施設、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、立山黒部アルペンルートその他の多数の者が利用又は居住する施設について、富山県との役割分担も考慮して定める。

【資料編5－1 大規模小売店舗の概要】

(6) 民間事業者からの協力の確保

立山町は、富山県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び収集、報告様式

立山町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下の【収集・報告すべき情報】参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号によりそれぞれ情報の収集を行うとともに、収集・整理した安否情報は、消防庁が整備する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を用いて、速やかに富山県に報告する。

安否情報システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号により、富山県に報告する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【資料編13－1 安否情報収集様式】

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況

- ⑩ 現在の居所
- ⑪ ⑨及び⑩のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ⑫ 親族・同居者への回答（①～⑪）についての同意の有無
- ⑬ 知人への回答（①⑦⑧）についての同意の有無
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表（①～⑪）についての同意の有無

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表（①～⑦、⑮～⑰）についての同意の有無（回答は、原則配偶者又は直近の直系親族）

（2）安否情報収集のための体制整備

立山町は、収集した安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、立山町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、富山県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

（3）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

立山町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、立山町対策本部へ安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先を町内の避難施設に配備するとともに、安否情報省令第2条に定める安否情報報告様式第3号の周知徹底を図る。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

（1）情報収集・連絡体制の整備

立山町は、被災情報の収集、整理及び富山県知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

（2）被災情報収集のための整備

立山町は、富山県国民保護計画に基づき、収集した被災情報を被災情報報告書様式により、速やかに県に報告する。

【資料編 1 3 - 4 被災情報報告書様式】

(3) 担当者の育成

立山町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

立山町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、立山町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研 修

(1) 研修機関における研修の活用

立山町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程やインターネットを通じて学習できる「e-カレッジ」等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

立山町は、職員に対して、国・県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、富山県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材等を活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】<https://www.kokuminhogo.go.jp>

※【総務省消防庁ホームページ】<https://www.fdma.go.jp>

(3) 外部有識者等による研修

立山町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防吏員を活用するほか、富山県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓 練

(1) 立山町における訓練の実施

立山町は、近隣市町村、富山県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練等を実施する。

- ① 立山町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び立山町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の通知・伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、チェックリストによる客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 立山町は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 立山町は、富山県と連携し、学校、病院、駅、要配慮者の利用施設、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

- ⑥ 立山町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- ⑦ 立山町は、単独又は富山県と共同して、国民保護措置についての訓練の実施に努める。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

立山町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【資料編5 避難に関する資料・6 運送に関する資料】

(2) 隣接する市町村との連携の確保

立山町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等の特に配慮を要する者への配慮

立山町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者（要配慮者、特に避難行動要支援者）の避難について、避難支援プランの作成及びその活用により、避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係課を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は、避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

立山町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

立山町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、事業所等における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

立山町は、関係機関（教育委員会など立山町の各執行機関、消防機関、富山県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、県の助言も得ながら、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 富山県との調整

立山町は、富山県から救援の一部の事務を立山町において行うこととされた場合や立山町が富山県の行う救援を補助する場合に鑑みて、立山町の行う救援の活動内容や富山県との役割分担等について、自然災害時における立山町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ富山県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

立山町は、富山県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

【資料編7 救援に関する資料・8 医療等に関する資料】

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

立山町は、富山県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

立山町は、富山県が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

立山町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、富山県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

【資料編6 運送に関する資料】

5 避難施設の指定への協力

立山町は、富山県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど富山県に協力する。

立山町は、富山県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、富山県と共有するとともに、富山県と連携して住民に周知する。

なお、避難施設の指定に当たっては、学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的として、公園、広場、駐車場等の施設等を指定するよう配慮する。

また、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物や地下施設を指定できるよう配慮する。

第3章 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握等

立山町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、富山県を通じて把握するとともに、富山県との連絡態勢を整備する。

また、立山町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」（平成27年4月21日事務連絡内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）を参考に、その管理に係る施設の安全確保措置の実施のあり方について検討する。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
	11号	毒性物質	経済産業省

【資料編5－3 生活関連等施設の概要】

2 立山町が管理する公共施設等における警戒

立山町が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、以下のとおり、予防対策について定める。

- ① 立山町は、その管理に係る公共施設等について、平素から施設の状況の確認、安全確保対策等を行うなど適切に維持管理するとともに、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。
- ② テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などのほか、施設の種別等に応じた予防対策を講ずる。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

立山町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 立山町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

【資料編7－1 備蓄品の状況】

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材の備蓄等

NBC 攻撃による災害への対応など、国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、立山町は、国及び富山県の整備の状況等も踏まえ、富山県と連携しつつ対応する。

【資料編3－4 NBC 対応資機材保有状況】

(3) 富山県及び他市町村等との連携

立山町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、富山県と連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

2 立山町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

立山町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

立山町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

立山町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

立山町は、国及び富山県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、町ホームページ等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者を表彰するなど、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

立山町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

立山町教育委員会は、富山県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、立山町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 個人備蓄の啓発

立山町は、災害時に必要不可欠な最低限の飲料水、非常食及び生活必需品について、日頃から個人で備蓄しておくよう、住民への啓発に努める。

3 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

立山町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の立山町長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、立山町は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロ

が発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動や、テロが発生した場合に住民がとるべき対処について、平素から住民に対し周知するよう努める。

また、立山町は、日本赤十字社富山県支部、富山県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

（なお、「武力攻撃やテロなどから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

（2）運転者のとるべき措置の周知徹底

立山町は、警察と連携して、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

4 国民の協力に関する啓発

立山町は、住民に対し、住民避難に関する訓練への参加、避難住民の誘導、避難住民等の救援、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他武力攻撃災害への対処に関する措置、保健衛生の確保への協力について啓発を行う。

また、富山県が実施する啓発活動に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する各種の啓発活動を行うよう努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、立山町は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、立山町の初動体制について、以下のとおり定める。

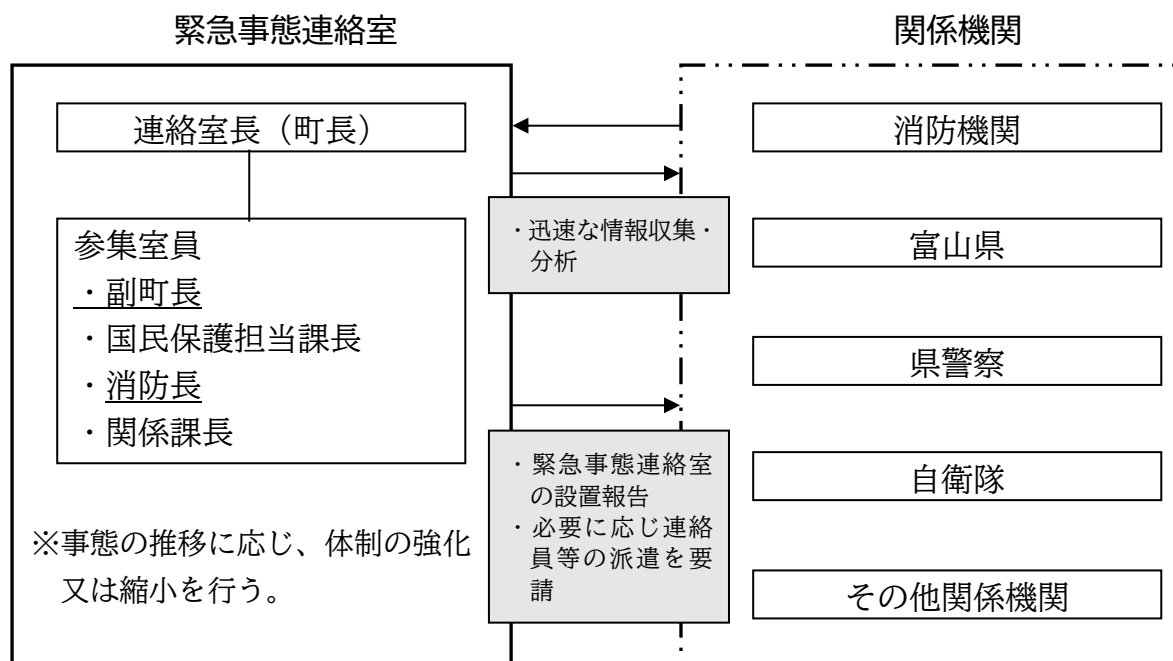
1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

- ① 立山町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、富山県及び県警察に連絡を行うとともに、立山町としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、立山町対策本部員のうち、国民保護担当課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【資料編 1 1 - 1 立山町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例】

※【立山町緊急事態連絡室の構成等】



※住民からの通報、富山県からの連絡その他の情報により、立山町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を立山町長及び関係職員に報告する。立山町消防本部及び消防署においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

- ② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、富山県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、富山県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

- ① 立山町は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。
- ② 立山町長は、国、富山県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。
- ③ 立山町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- ④ 政府による事態認定がなされ、立山町に対し、立山町対策本部の設置の指定

がない場合においては、立山町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への応援の要請

立山町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、富山県や他の市町村に対し応援を要請する。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

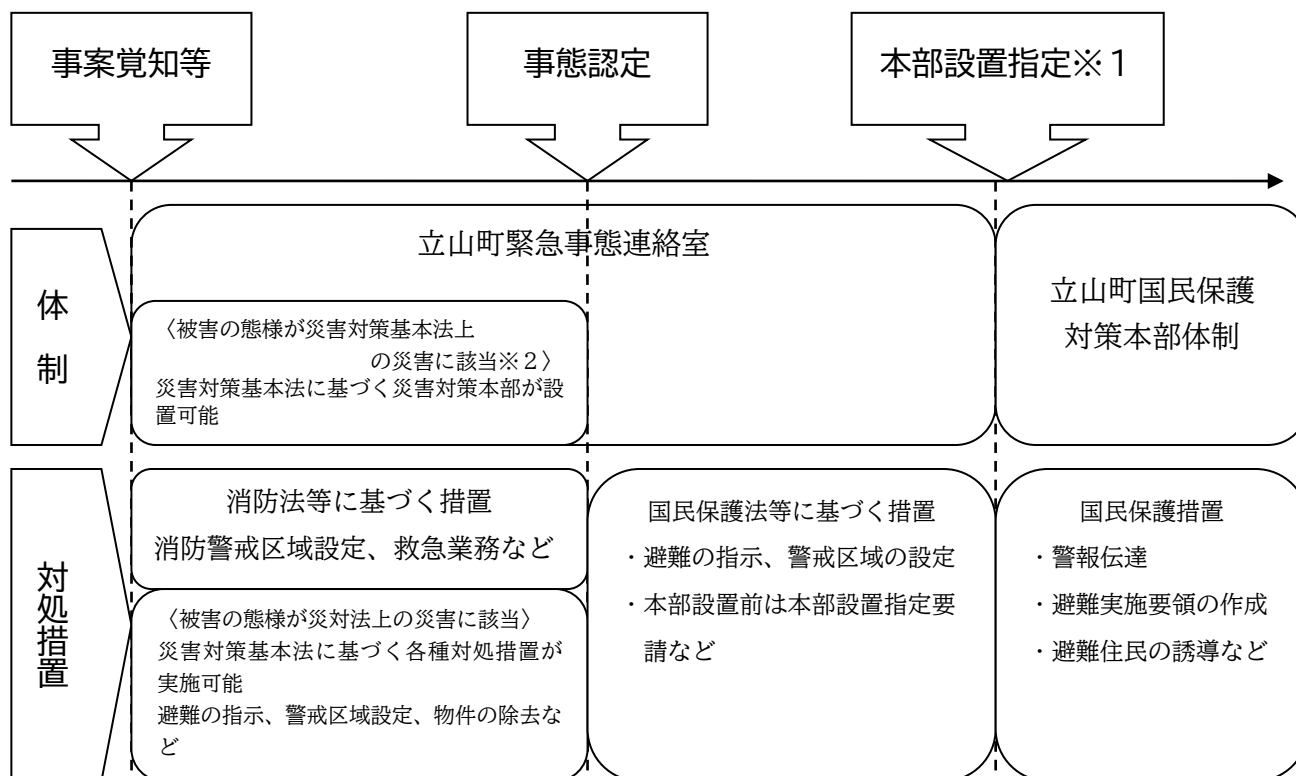
(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、立山町に対し、立山町対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに立山町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことから、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、立山町対策本部を設置すべき指定の通知があった場合には、直ちに立山町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。また、立山町対策本部長は、立山町対策本部に移行した旨を立山町関係課等に対し周知徹底する。

立山町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされる。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

立山町は、国から富山県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが立山町対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、立山町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、立山町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 立山町対策本部の設置等

立山町対策本部を迅速に設置するため、立山町対策本部を設置する場合の手順や立山町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 立山町対策本部の設置

(1) 立山町対策本部の設置の手順

立山町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 立山町対策本部を設置すべき通知

立山町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び富山県知事を通じて立山町対策本部を設置すべき通知を受ける。

② 立山町長による立山町対策本部の設置

指定の通知を受けた立山町長は、直ちに立山町対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、立山町対策本部に切り替える（前述））。

③ 立山町対策本部員及び立山町対策本部職員の参集

立山町対策本部担当者は、立山町対策本部員、立山町対策本部職員等に対し、緊急連絡網等を活用し、立山町対策本部に参集するよう連絡する。

④ 立山町対策本部の開設

立山町対策本部担当者は、立山町庁舎大会議室に立山町対策本部を開設するとともに、立山町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

立山町長は、立山町対策本部を設置したときは、立山町議会に立山町対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

立山町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

立山町は、立山町対策本部が被災した場合等、立山町対策本部を立山町庁舎内に設置できない場合に備え、立山町対策本部の予備施設を指定する。

（第1順位 立山町消防署、第2順位 立山町防災児童館複合施設）

なお、事態の状況に応じ、立山町長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

また、町外への避難が必要で、町区域内に立山町対策本部を設置することが

できない場合には、富山県知事と立山町対策本部の設置場所について協議を行う。

【資料編 1 1 - 1 立山町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例】

(2) 立山町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

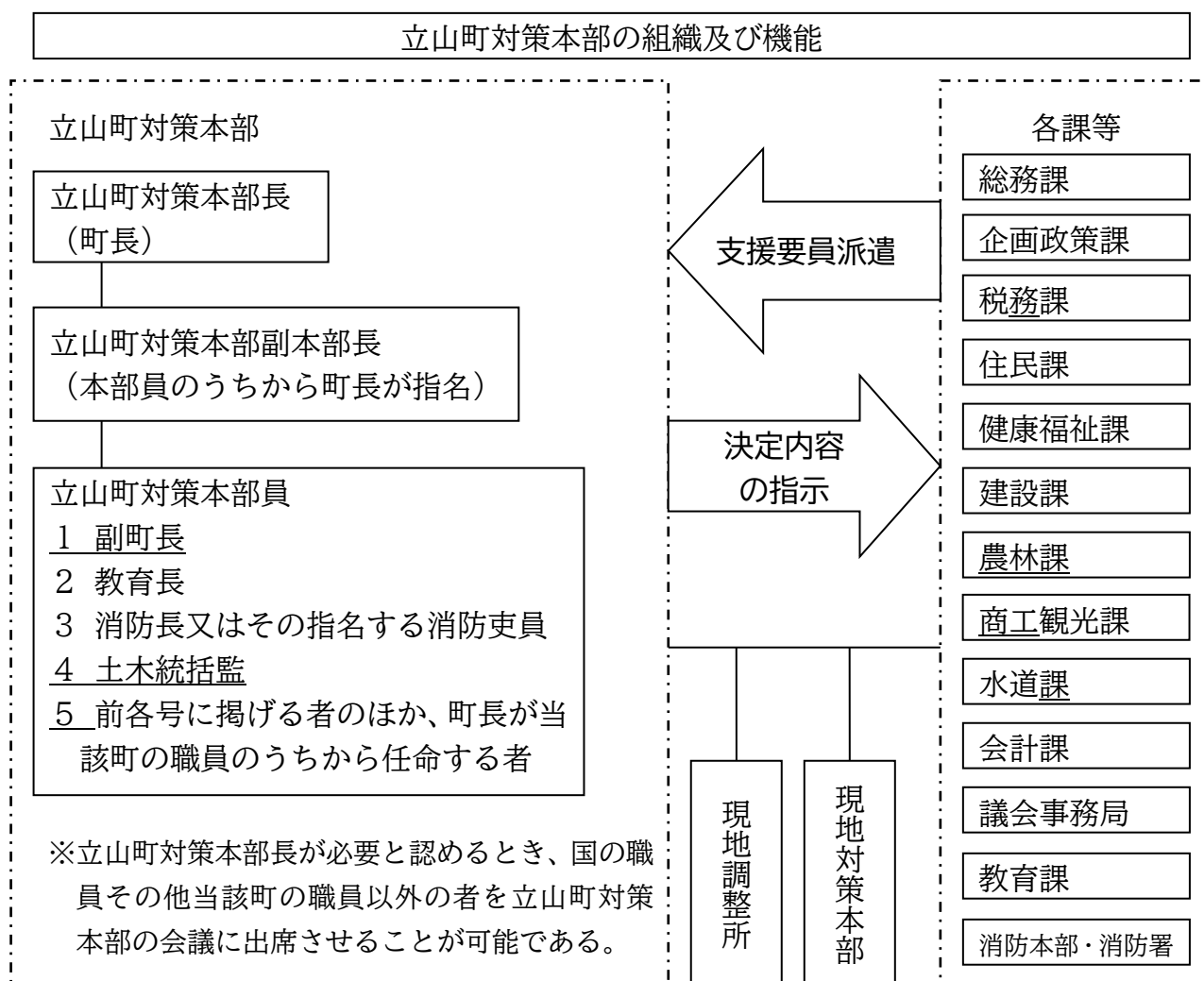
立山町長は、立山町が立山町対策本部を設置すべき指定が行われていない場合において、立山町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、富山県知事を経由して内閣総理大臣に対し、立山町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 立山町対策本部の組織構成及び機能

立山町対策本部の組織構成及び各組織の機能を定める。

【資料編 1 - 1 立山町職員事務分担】

【立山町国民保護対策本部の組織構成及び各組織の機能】



(4) 立山町対策本部における広報等

立山町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、立山町対策本部における広報広聴体制を整備する。

※【立山町対策本部における広報体制の例】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

広報紙、テレビ、ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 立山町対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、立山町長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 富山県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 立山町現地対策本部の設置

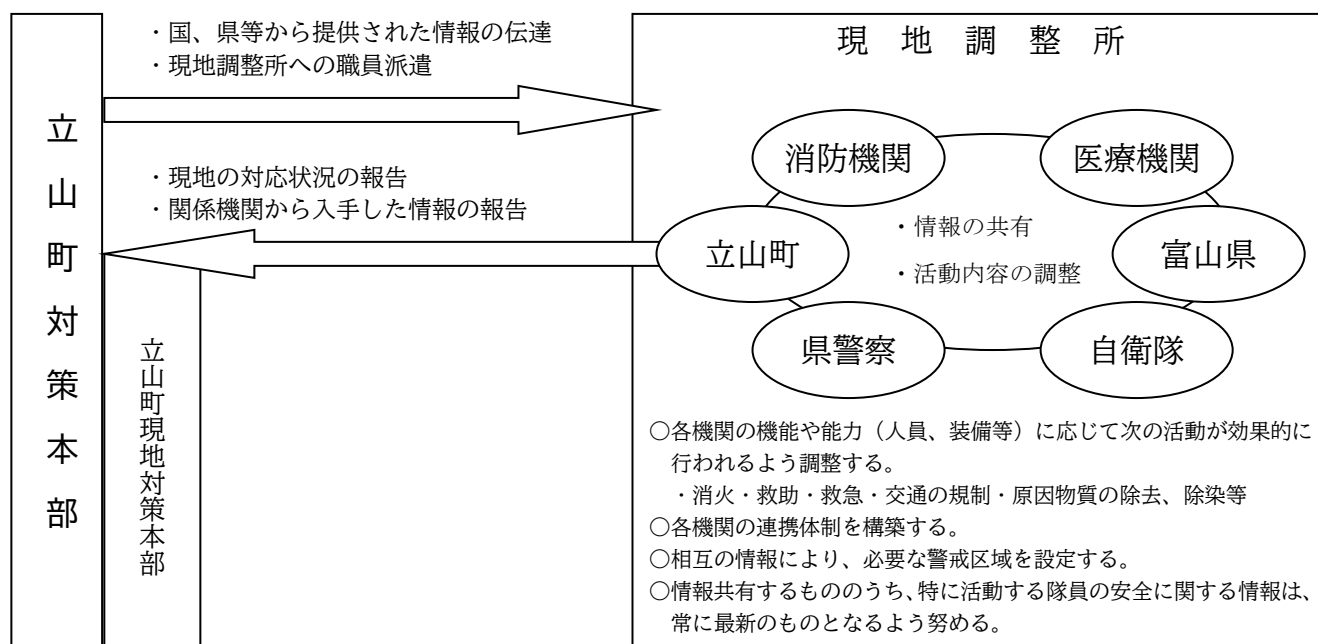
立山町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、富山県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、立山町対策本部の事務の一部を行うため、立山町現地対策本部を設置する。

立山町現地対策本部長や立山町現地対策本部員は、立山町対策副本部長、立山町対策本部員その他の職員のうちから立山町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

立山町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（富山県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、立山町は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、立山町における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う立山町が積極的に設置することが必要で

あるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、立山町の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、立山町は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、立山町は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

（7）立山町対策本部長の権限

立山町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 立山町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

立山町対策本部長は、立山町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、立山町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

立山町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、立山町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、立山町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

立山町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

立山町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 立山町教育委員会に対する措置の実施の求め

立山町対策本部長は、立山町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、立山町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 立山町対策本部の廃止

立山町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び富山県知事を経由して立山町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、立山町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

立山町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系立山町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、立山町対策本部と立山町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

【資料編4－1 立山町防災行政無線施設設置状況】

(2) 情報通信手段の機能確認

立山町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

立山町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

立山町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、富山県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と立山町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・富山県の対策本部との連携

(1) 国・富山県の対策本部との連携

立山町は、県対策本部及び、富山県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

(2) 国・富山県の現地対策本部との連携

立山町は、国・富山県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、富山県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 富山県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 富山県知事等への措置要請

立山町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、富山県知事その他県の執行機関（以下「富山県知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、立山町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

(2) 富山県知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

立山町は、町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、富山県知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

立山町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、立山町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 立山町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、富山県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により富山県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 立山町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び富山県知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、立山町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 立山町長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

(2) 富山県への応援の要求

立山町長は、必要があると認めるときは、富山県知事等に対し応援を求める。

この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

(3) 事務の一部の委託

- ① 立山町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、立山町は、上記事項を公示するとともに、富山県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、立山町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 立山町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

- (2) 立山町は、(1)の要請を行うときは富山県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、富山県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

6 立山町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 立山町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、立山町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、立山町は公示を行い、富山県に届け出る。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

立山町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

立山町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

立山町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、立山町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、富山県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

立山町は富山県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

立山町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合に

において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

ただし、これらの協力は住民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

立山町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

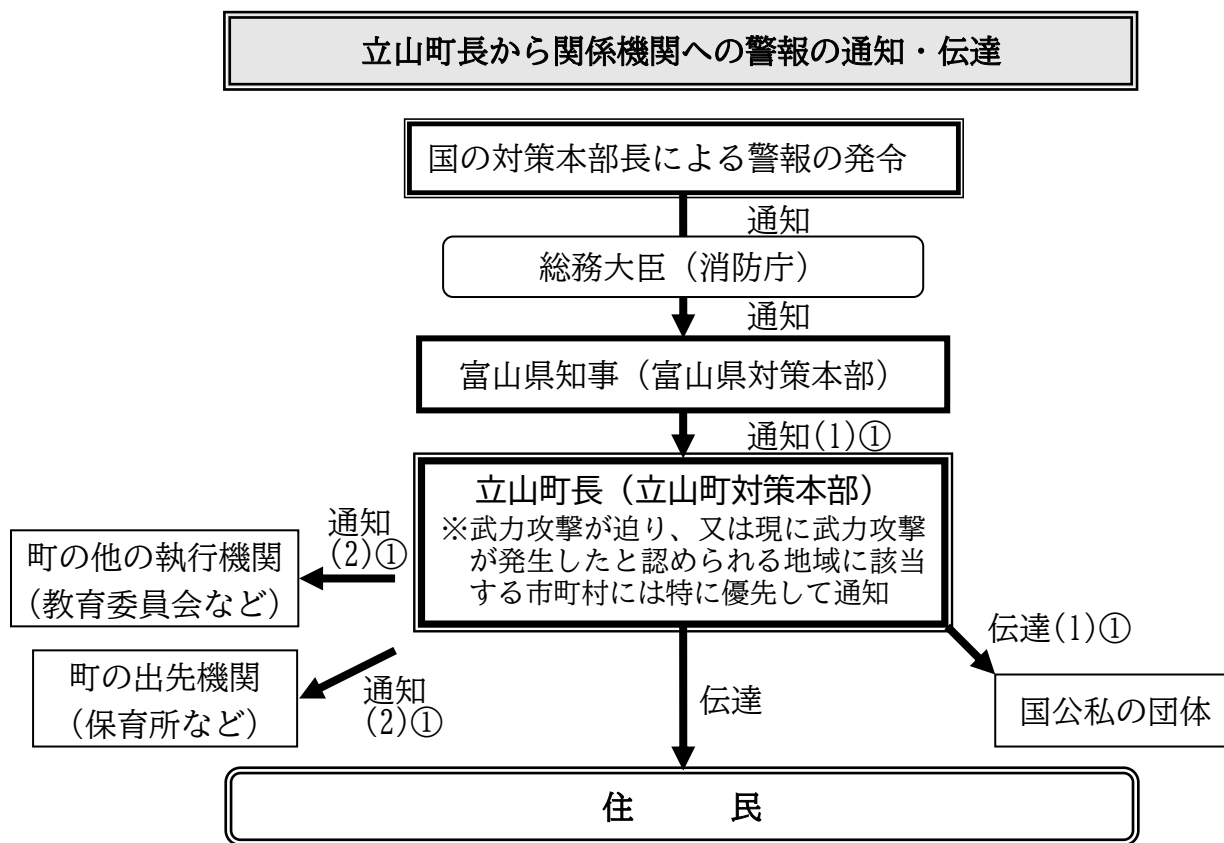
(1) 警報の内容の伝達

- ① 立山町長は、富山県知事から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、山岳・観光事業者など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 立山町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 立山町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、立山町のホームページ、ケーブルテレビ（Net 3）に警報の内容を掲載する。

【警報の通知・伝達の仕組み】



※立山町長は、ホームページ、ケーブルテレビ（Net 3）に警報の内容を掲載

※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達の方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在立山町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

なお、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用に必要な体制を確保し、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民に警報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に立山町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に立山町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線や

ホームページへの掲載、ケーブルテレビ（Net 3）での放送をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、立山町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 立山町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、立山町消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、立山町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉担当課との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

【資料編5－2 外国人登録者数】

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

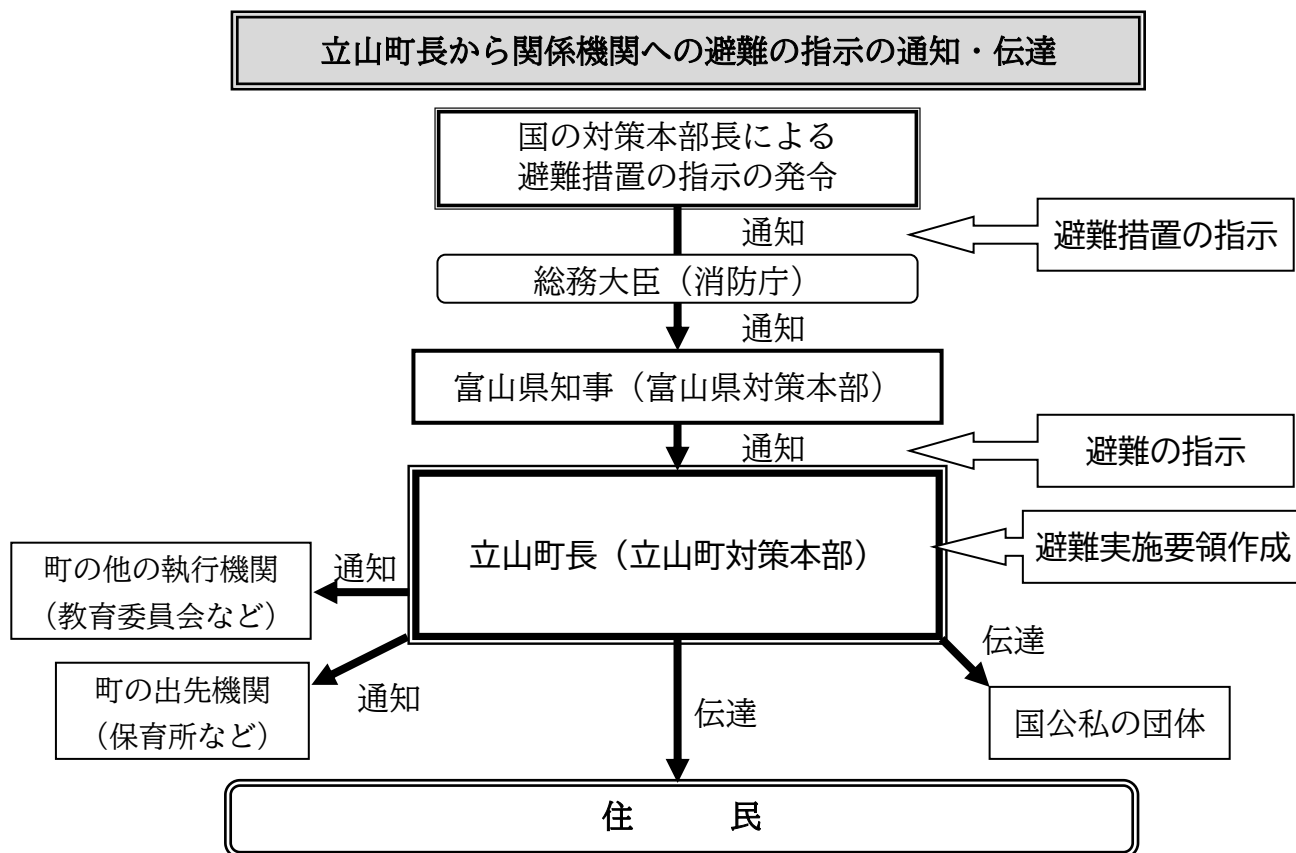
立山町は、富山県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。

立山町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 立山町長は、富山県知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に富山県に提供する。
- ② 立山町長は、富山県知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難指示の流れ】



※立山町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

【避難の指示の内容】

- ① 要避難地域及び避難先地域
- ② 関係機関が講ずべき措置の概要
- ③ 主要な避難の経路
- ④ 交通手段
- ⑤ その他避難の方法

【具体的な避難の方法】

避難の態様は、武力攻撃事態等の状況や安全に避難を完了するまでの制限時間、被害の状況等に応じ、自宅等の屋内などへの一時避難、避難施設等への避難、さらには県外への避難が考えられる。

なお、富山県知事は、避難の指示を行う際には、避難の態様に応じた、最も適切な避難方法を指示する。

避難の態様		避難場所	避難方法等	備 考
屋内避難	自 宅	・ 自 宅	—	事態の推移により、他の安全な地域に避難する場合もありうる
	最寄りの施設 (外出している場合)	・ コンクリート造等の堅ろうな建物 ・ 地階のある建物	・ 原則として徒歩、必要に応じ自転車等で避難	同上
避難施設等への避難	近傍の施設への避難が可能な場合	・ 近傍の避難施設	・ 原則として徒歩、必要に応じ自転車等で避難 ・ 避難行動要支援者は、バス、タクシー、公用車等により避難	運送事業者である指定公共機関等に車両の借上げを要請
	町外への避難が必要な場合	・ 町外の避難施設	・ 一旦、近傍の避難施設等に徒歩、必要に応じ自転車等で集合し、当該施設からバス、鉄道等により避難 ・ 避難行動要支援者は、バス、タクシー、公用車等により避難	同上
県外避難		・ 県外の避難施設	同上	同上

また、武力攻撃原子力災害の場合の避難に当たって留意すべき事項として、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置を指示する。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

立山町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、富山県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

※【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、富山県国民保護計画に記載される内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

※【富山県国民保護計画における避難実施要領の項目】

（以下は、富山県国民保護計画の記載項目）

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 立山町職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 避難行動要支援者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認

- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(富山県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (避難支援プラン、要配慮者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、立山町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、富山県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、立山町長は、富山県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、立山町の意見や関連する情報をまとめる。

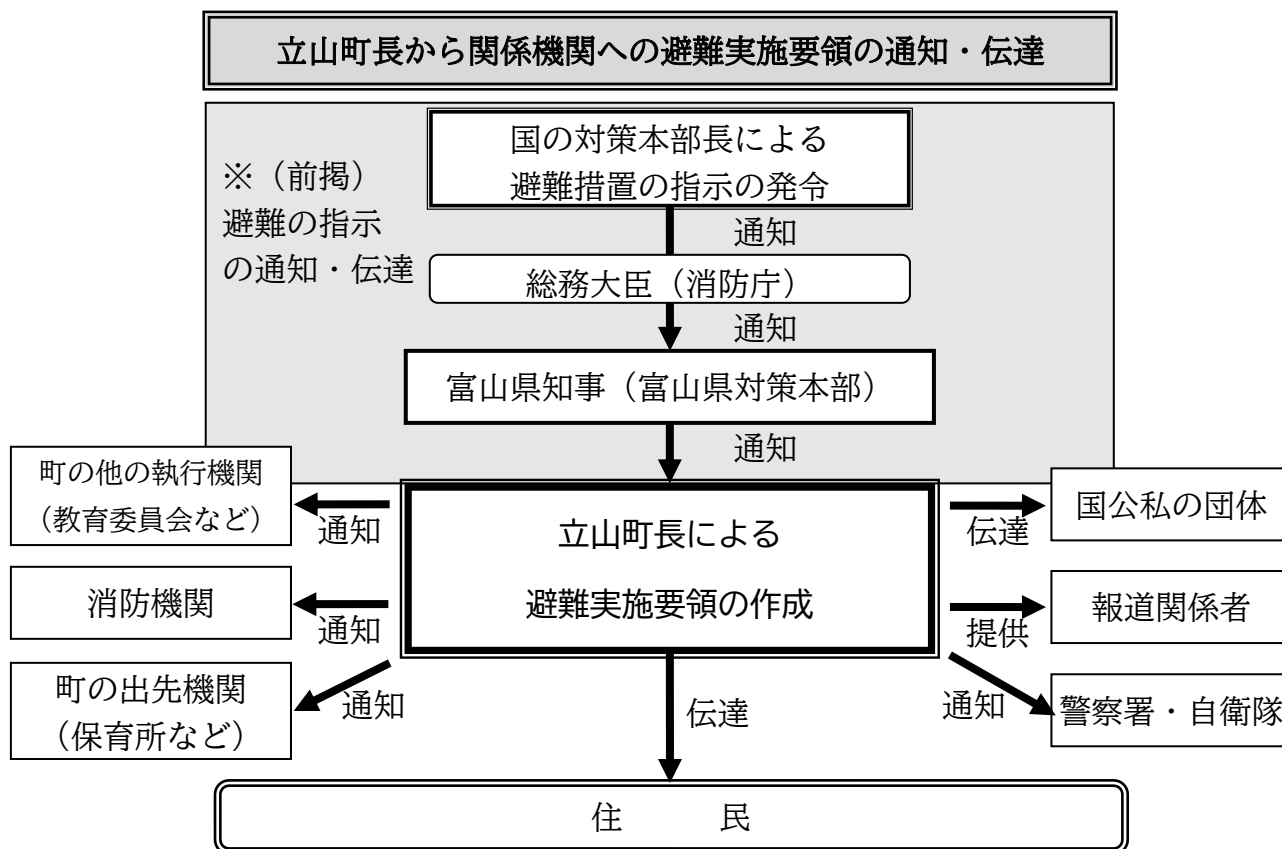
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

立山町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、立山町長は、直ちに、その内容を立山町の他の執行機関、消防長、町の区域を管轄する警察署長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、立山町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【資料編 12 - 1 関係機関の連絡先一覧】



3 避難住民の誘導

(1) 立山町長による避難住民の誘導

立山町長は、避難実施要領で定めるところにより、立山町の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、立山町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して誘導の円滑化を図る。

職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光

器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のための必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

立山町消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急の活動を勘案しつつ、立山町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、立山町消防本部及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

立山町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、立山町の職員及び消防機関のみでは、十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官等（以下、警察官等という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が行う避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、立山町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、立山町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 山岳地帯における観光客等の避難誘導と関係機関との連携

立山町職員、消防機関のみでは、十分な対応が困難である立山黒部アルペンルート及び立山カルデラ内等の山岳地帯における避難では、町の区域内的の観光客、登山客、就業者（以下「観光客等」という。）に対し、避難させる必要がある場合は、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所、立山カルデラ砂防博物館のほか、山岳・観光事業者に対し、観光客等への情報の提供及び避難誘導等に協力するよう求める。

また、県の区域を越え避難をする必要がある場合又は受け入れる必要がある場合は、必要に応じ富山県と協議し、その指示に従う。その場合、立山町長は必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整に努める。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

立山町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、

協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

立山町長は、避難住民の誘導に際しては、富山県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

立山町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

立山町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

また、「避難支援プラン」を策定した場合は、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もありうる。)

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

立山町は、県警察が行う被災地や避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 積雪期における住民の避難

立山町は、積雪期において住民を避難させる必要が生じた場合、道路交通について、他の季節に比べより大きな障害、混乱が予想されることから、防災のための対策を踏まえ、各道路管理者と連携し、次のとおり道路交通の確保対策を講じる。

- ・富山県除雪情報システムを活用し、町道の効率的な除排雪に努めるとともに、国道、県道等との整合性のとれた除雪が行われるよう体制を強化する。

(11) 大規模集客施設や旅客輸送関連施設における避難

立山町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に滞在する者等についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるように、必要な対策をとる。

(12) 動物の保護等に関する配慮

立山町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(13) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる立山町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(14) 県に対する要請等

立山町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、富山県知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、富山県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、富山県知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

立山町長は、富山県知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(15) 避難住民の運送の求め等

立山町長は、避難住民の運送が必要な場合において、富山県との調整により、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

立山町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、富山県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(16) 避難住民の復帰のための措置

立山町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。近くに堅ろうな施設や地下施設がない場合は、それ以外の建物内でも構わない。近傍に建物がない場合は、物陰に身を隠す、または地面に伏せ頭部を守る。)

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

- ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報の発令、避難措置を指示

国対策本部長

警報の発令、避難措置の指示



(その他、記者会見等による国民への情報提供)

富山県知事

避難の指示



立山町長

避難実施要領の策定

- イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び富山県知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、富山県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たる。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- 昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定する。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、市街地、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、富山県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、富山県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とする。

第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

立山町長は、富山県知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 遺体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

立山町長は、上記で実施することとされた措置を除き、富山県知事が実施する措置の補助を行う。

※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。

2 関係機関との連携

(1) 富山県への要請等

立山町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、富山県知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

立山町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、富山県知事に対して県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

(3) 日本赤十字社との連携

立山町長は、事務の委任を受けた場合において、富山県知事が日本赤十字社富山県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、同支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

立山町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

【資料編 1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧】

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

立山町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び富山県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

立山町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、富山県知事に対して、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における富山県との連携

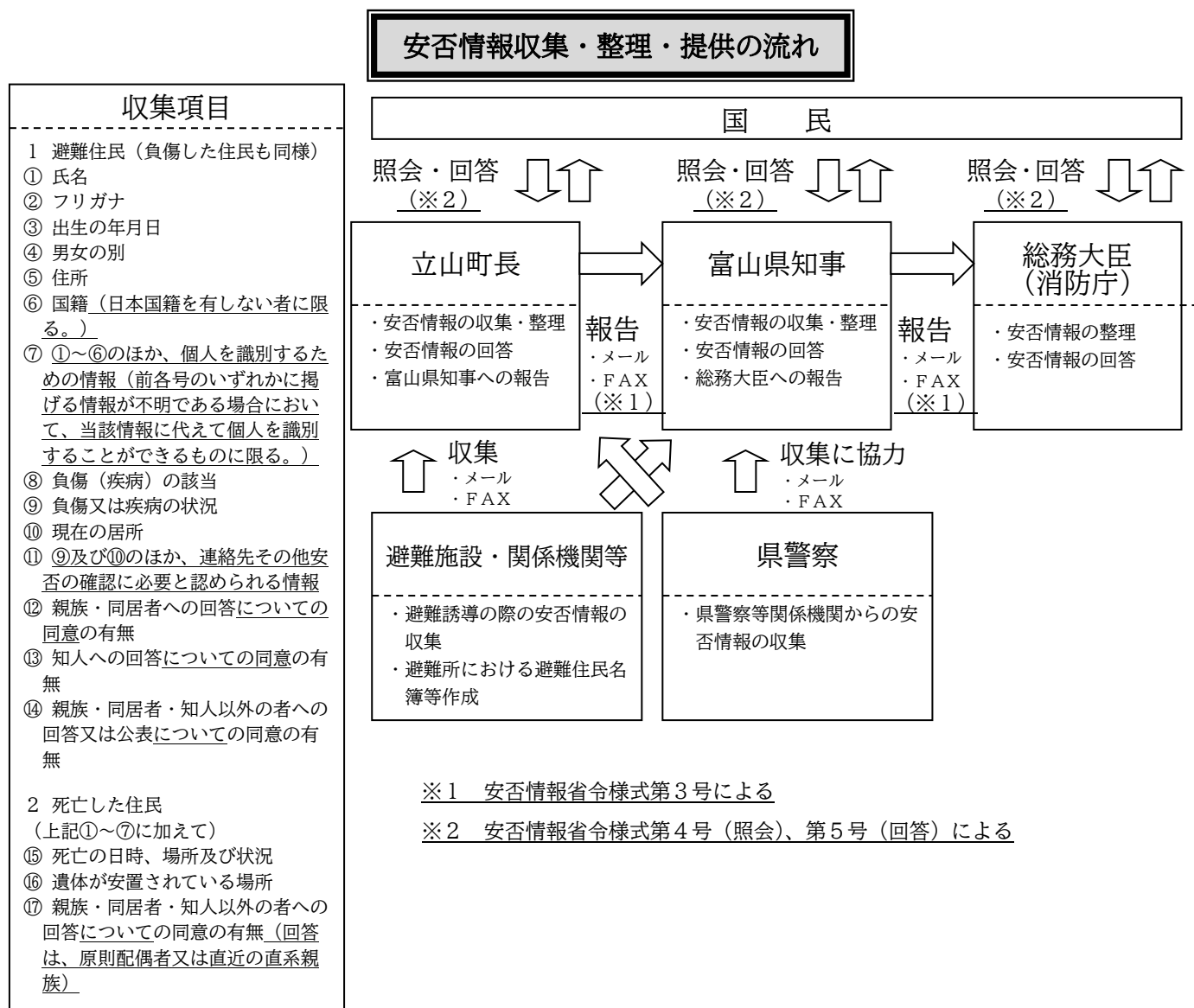
立山町長は、富山県知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、立山町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、富山県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

立山町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

立山町は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、平素から把握している立山町が管理する学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、開設した避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、立山町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。この場合、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号を用いる。

(2) 安否情報収集の協力要請

立山町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

立山町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 富山県に対する報告

立山町は、富山県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで富山県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【資料編 1 3 - 2 安否情報報告書様式】

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 立山町は、安否情報の照会窓口、電話及びファクシミリ番号、メールアドレスについて、立山町対策本部の設置後、直ちに住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として立山町対策本部に設置す

る対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

【資料編1 3-3-1 安否情報照会書様式】

(2) 安否情報の回答

- ① 立山町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 立山町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 立山町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【資料編1 3-3-2 安否情報回答書様式】

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

立山町は、日本赤十字社富山県支部から要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

立山町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら、他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

立山町長は、国や富山県等の関係機関と協力して、立山町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 富山県知事への措置要請

立山町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、立山町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、富山県知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

立山町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 立山町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を立山町長に通報する。

(2) 富山県知事への通知

立山町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、警察官又は消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を富山県知事に通知する。

第2 応急措置等

立山町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

立山町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に応じ立山町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、富山県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、立山町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

○「立山町〇〇〇」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。

○「立山町〇〇〇」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

立山町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

① NBC 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が

ない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 立山町は、退避の指示を行ったときは、立山町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、富山県知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 立山町長は、富山県知事、警察官、自衛官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 立山町長は、退避の指示を住民に伝達する立山町の職員に対して、二次被害が生じないように国及び富山県からの情報や立山町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 立山町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、立山町長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 立山町長は、退避の指示を行う立山町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

立山町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に応じ立山町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 立山町長は、警戒区域の設定に際しては、立山町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 立山町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 立山町長は、富山県知事、警察官、自衛官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

立山町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 立山町長の事前措置

立山町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

立山町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 立山町が行う措置

立山町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防法、消防組織法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、立山町消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

立山町長は、町の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、富山県知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

立山町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、富山県知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

立山町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、富山県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

立山町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、富山県知事との連絡体制を確保するとともに、消防庁と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

【資料編 12-1 関係機関の連絡先一覧】

(7) 医療機関との連携

立山町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

【資料編 8-1 病院、保健所のリスト】

(8) 安全の確保

- ① 立山町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を立山町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、立山町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、立山町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災しない場合、立山町長は、富山県知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、立山町消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

- ⑤ 立山町長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を着用させる。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

立山町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、富山県その他の関係機関と連携した立山町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

立山町は、立山町対策本部を設置した場合においては、立山町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 立山町が管理する施設の安全の確保

立山町長は、立山町が管理する施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、立山町長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

※立山町が管理する施設のうち、法令で定める生活関連等施設は、現在のところない。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

立山町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と立山町対策本部で所要の調整を行う。

※危険物質等について立山町長が命ずることができる措置

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

立山町長は、富山県知事と連携し、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 武力攻撃原子力災害への対応

武力攻撃原子力災害への対応は、立山町地域防災計画の第4編事故災害編 第5章原子力災害対策に定められた措置に準じる。

第4 NBC 攻撃による災害への対処等

立山町は、NBC 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC 攻撃による災害への対処

立山町は、NBC 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

立山町長は、NBC 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定

する。

立山町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

立山町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、富山県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

この場合において、汚染拡大防止を迅速に行うため、富山県、消防機関、県警察に必要な協力を要請する。

(3) 関係機関との連携

立山町長は、NBC 攻撃が行われた場合は、立山町対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係者等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、立山町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、富山県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

立山町は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び富山県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国及び富山県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活用水が NBC 攻撃により汚染された場合には、給水の停止等の必要な措置を講じる。

① 核攻撃等（ダーティボムを含む）の場合

立山町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに富山県に報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

立山町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ富山県と連携してワクチン接種を行わせる。また、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

立山町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

このため、立山町の国民保護担当課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当課と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

(5) 立山町長の権限

立山町長は、富山県知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

区分	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

立山町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

（6）要員の安全の確保

立山町長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や富山県から積極的に収集するよう努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

立山町は、被災情報を収集するとともに、富山県知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ① 立山町は、電話、立山町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 立山町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 立山町は、被災情報の収集に当たっては、富山県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファクシミリ等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 立山町は、第1報を富山県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ファクシミリ等により、富山県が指定する時間に、富山県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、立山町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、富山県及び消防庁に報告する。

【資料編13-4 被災情報報告書様式】

第9章 保健衛生の確保その他の措置

立山町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

立山町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

立山町は、避難先地域に対して、富山県と連携し、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

また、避難が長期化する場合は、特に被災者の心のケアやエコノミークラス症候群の予防に留意する。

さらに、在宅人工呼吸器装着者や人工透析等の治療を受けている患者の受療状況を把握し、必要に応じて、富山県、消防署、電力会社等の関係機関と連携し、生命保持に努める。

(2) 防疫対策

立山町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、富山県等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を鑑み、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(3) 食品衛生確保対策

立山町は、避難先地域における食中毒等の発生を防止するため、富山県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 立山町は、避難先地域における感染症等の発生を防止するため、富山県と連

携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

- ② 立山町は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 立山町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、富山県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

立山町は、避難先地域の住民の健康維持のため、富山県及び関係団体と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を実施する。

(6) 動物関係対策

立山町は、飼育者や住民から動物逸走の通報を受けた際は、富山県及び関係団体と協力して動物の保護を行う。

また、避難所及び仮設住宅における動物の飼育者への支援を行うとともに、一時的に飼えなくなった動物や迷子動物の一時預かりを、富山県及び関係団体と協力して行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 立山町は、環境大臣が指定する特例地域においては、富山県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 立山町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 立山町は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 立山町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、富山県に対して他の

市町村との応援等にかかる要請を行う。

【資料編9－1 ごみ処理施設一覧】

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 立山町教育委員会は、県教育委員会と連携し、立山町の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民族文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告を行う場合は、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② 当該命令に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、立山町教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨、富山県を經由して文化庁長官に連絡する。

(2) 立山町指定文化財等に関する命令又は告知

立山町教育委員会は、(1)①の場合において、立山町指定文化財等の所有者等に対しても当該文化財等の被害を防止するために必要な措置を講じるよう要請する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

立山町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

立山町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、富山県等の関係機関が実施する措置に協力する。

富山県等が実施する措置は、以下のとおりである。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

立山町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料等の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

立山町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

立山町は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な

措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

立山町は、道路等管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

立山町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

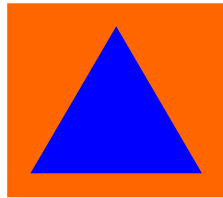
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に
青の正三角形)

			
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD			
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel			
氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ _____ 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____			
身長/Height _____		眼の色/Eyes _____	
		頭髪の色/Hair _____	
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____			
所持者の写真/PHOTO OF HOLDER			
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder	

(身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

立山町長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 立山町長

- ・立山町の職員（消防長の所轄の消防吏員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・立山町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・立山町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・消防長の所轄の消防吏員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

立山町は、国、富山県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

立山町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 立山町が管理する施設及び設備の緊急点検等

立山町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

立山町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに富山県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 富山県に対する支援要請

立山町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、富山県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 立山町は、武力攻撃災害が発生した場合には、立山町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 立山町は武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を富山県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

立山町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。

立山町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって富山県と連携して実施する。

(2) 立山町が管理する施設及び設備の復旧

立山町は、武力攻撃災害により立山町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、富山県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

立山町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

立山町は、国民保護措置の実施に要した費用で立山町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

立山町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

立山町は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

立山町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

立山町は、富山県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、富山県に対して損失の請求を行う。

ただし、立山町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

立山町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、立山町は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、立山町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。